

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第62回） 米子市新型コロナウイルス感染症対策本部 合同会議

- 日時：令和3年1月19日（火） 午後2時30分から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
令和新時代創造本部、危機管理局、総務部、福祉保健部、生活環境部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市保健所
※テレビ会議参加者（米子市伊木市長）
- 議題：
 - (1) 症例報告について
 - (2) クラスター対応について
 - (3) その他

【県内178例目】

1 概要

性別：男性

年代：20代

居住地：米子市

職業：

2 現在の症状：

3 経過（発症日2日前の行動歴）

4 発症日から14日前までの国外、県外の移動歴：

5 現在の陽性者の状況：

6 濃厚接触者等の調査状況：

【県内179例目】

1 概要

性別：女性

年代：70代

居住地：西部地区

職業：

2 現在の症状：

3 経過（発症日2日前の行動歴）

4 発症日から14日前までの国外、県外の移動歴：

5 現在の陽性者の状況：

6 濃厚接触者等の調査状況：

複数名の陽性者が確認された米子市の接待を伴う飲食店関連の検査実施状況

- 1/14～1/18検査件数累計(※1) : 77件
- 1/14～1/18陽性者の確認件数(※2) : 6件
- 本日検査予定(正午時点)(※1) : 11件

(※1) 県衛生環境研究所等における検査件数

(※2) 医療機関で検査を実施し、陽性が判明した件数を含む

<うち、12/25～1/12(1/13～休業)に当該飲食店に立入った者(従業員・利用者等)の検査状況>

検査済 : 24人 (陽性5人、陰性19人)

本日検査予定 : 4人

明日検査予定 : 1人

検査勧奨中 : 5人

対応方針

1. 陽性者対応

感染症指定医療機関又は入院協力医療機関に
入院

2. 濃厚接触者等への対応

- ・ 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定
 - 最終接触日より2週間の健康観察
 - 外出自粛要請
- ・ 接触者に対し、PCR検査を幅広く実施
- ・ 感染源特定のため、発症前2週間の行動歴を調査し、
関係する都道府県があった場合は情報提供を行う

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のための クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

感染者が利用していた米子市内の接待を伴う飲食店で、県内6例目となる新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が発生したことが、1/19（火）に確認されたため、条例に基づき以下のとおり対応する。

1. クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者

5名（従業員4名、利用者1名）

2. 患者対応

全員が感染症指定医療機関及び入院協力医療機関に入院中（1/19正午現在）

3. クラスター対策条例に基づく対応状況

根拠条文（まん延防止のための措置）

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用者その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

対応状況

- 条例に基づき、施設側に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を強く求めたところ。
- 施設側は、施設を使用停止するとともに、利用者の把握や連絡に協力している。

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のための クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

根拠条文（公表）

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

対応状況

- 全ての利用者等に連絡できない場合には公表する旨、クラスター発生施設側に説明し強く協力を求めたところ、1/18までに全員に連絡したとの説明があった。
- 今後、説明と矛盾する事実が判明した場合には、公表も視野に対応。
- PCR検査に繋がっていない利用者に対して、施設側及び県から検査を受けるよう引き続き勧奨中。

根拠条文（必要な措置の勧告）

第8条第1項 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

対応状況

- 施設は、現在、使用停止中。
- 今後、感染拡大防止措置が適切に講じられていないと判断される場合は、適切な実施を勧告する。

米子市内の接待を伴う飲食店でのクラスター発生に係る対応について

- 米子市繁華街の接待を伴う飲食店でクラスターが発生しました。12月25日（金）以降に利用された方で、症状のある方やご心配の方はもよりの接触者等相談センター（各地区の保健所）までご連絡ください。

【接触者等相談センター（各地区の保健所）連絡先】

| 地区 | 電話 (8:30~17:15) | ファクシミリ (平日8:30~17:15) |
|-------------|--------------------|--------------------------|
| 東部（鳥取市保健所内） | 0857-22-5625 | 0857-20-3962 |
| 中部（倉吉保健所内） | 0858-23-3135 | 0858-23-4803 |
| 西部（米子保健所内） | 0859-31-0029 | 0859-34-1392 |

- 県において、感染拡大防止のため、特別な検査体制の準備を行っています。
- 米子市繁華街の接待を伴う飲食店について、感染防止対策等の巡回指導を行います。

米子市内の接待を伴う飲食店でのクラスター発生に係る対応について

○西部総合事務所にクラスター対策監チームを増員派遣し対応中

西部地域で発生しているクラスター事案全体を統括する「クラスター対策監チーム」を派遣（12/27～）し、迅速に対応

- 米子保健所長と連携し、疫学調査等の対応を指揮
- 本庁（新型コロナウイルス感染症対策本部）との連絡調整

○クラスター分析のため、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームを派遣

○保健所支援に向け、総勢40名の応援態勢を継続

県庁から保健所に職員（クラスター対策監、リエゾン、疫学調査への応援、検体搬送、ドライブスルー検体採取等）を派遣

医療提供体制

1. 入院体制(1月19日 12:00現在)

| 確保病床(A) | 現時点確保病床(B) | 入院者(C) | C/A | C/B |
|---------|------------|--------|-----|-----|
| | | | | |
| 313床 | 242床 (※) | 44人 | 14% | 18% |

(※)現時点確保病床を臨時に29床追加確保中(フェーズ2:213床 ⇒ 242床)

2. 宿泊療養体制

- 東部地区に1施設(66室)を開設済み
- 西部地区に1施設(40室)を開設済み(1月12日～)
- 入院加療後、主治医が宿泊療養可能と判断した者について、宿泊療養施設での療養を検討
 - ・看護師の24時間常駐による健康サポート
 - ・医師の毎日の往診とオンライン診療

鳥取県版新型コロナ警報

| 地域 | 発令区分 | 備考 |
|---------|------|----------------------|
| 東部地区 | 注意報 | 12/21～（鳥取市は1/16警報解除） |
| 中部地区 | 警報 | 1/15～ |
| 西部地区 | 注意報 | 12/25～ |
| 米子市・境港市 | 警報 | 米子市：1/6～、境港市：12/28～ |

※クラスター発生などで特定の市町村内で感染拡大が特に懸念される場合、専門家の意見を伺った上で当該市町村に限定して警報を発令し、警戒を呼びかけます。

＜県民の皆様へのお願い＞

- ◆ 米子市内の接待を伴う飲食店でクラスターが確認されました。店舗だけでなく、友人関係を通じて特に20代の若者に感染が拡がっています。
- ◆ 警報発令地域の皆様におかれましては、引き続き感染警戒レベルを格段に引き上げ、少しでも体調が悪ければ出歩かないことを心がけ、マスクの着用やこまめな手洗い、手指消毒を徹底し、特に「三つの密(密閉、密集、密接)」を避け、人ととの感染防止距離(概ね2m)を取るなど、感染予防に最大限の注意を払っていただきますようお願いします。
- ◆ 全国的な感染拡大に伴い、県内でもウツリやすくなっていますので、その他の市町村の皆様におかれましても、感染防止の取組みの徹底をお願いします。
- ◆ また、接触者として連絡を受けた場合は速やかに接触者等相談センターに連絡し、PCR検査を受けていただくようお願いします。

分科会提言の指標と鳥取県の状況

| 指標 | | 鳥取県 1月19日 12:00現在 | ステージⅢ の指標目安 |
|------------|---|----------------------|--------------------------------|
| 医療提供体制等の負荷 | ① 病床のひっ迫具合 | 病床全体 | 現時点確保病床占有率 (44/242床) 18% |
| | | | 最大確保病床占有率 (44/313床) 14% |
| | | うち重症者用病床 | 現時点確保病床占有率 (2/44床) 5% |
| | | | 最大確保病床占有率 (2/47床) 4% |
| | ② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算 | | 8人 (実数44人) 15人以上 |
| 監視体制 | ③ 検査陽性率(直近1週間) ※1/12~1/18 | | 0.8% (13/1,666人) 10%以上 |
| 感染状況 | ④ 陽性者数(対人口10万人/週) ※以下、直近1週間は1/12~1/18で集計 | | 2人 (実数13人) 15人以上 |
| | ⑤ 陽性者数の直近1週間と前週の比較 | | 少ない (13人/36人) 多い |
| | ⑥ 感染経路不明割合(直近1週間) | | 31% (4/13人) 50%以上 |

ステージⅢの目安を超えている指標はなく、本県はステージⅢに達していないと考えられるが、医療提供体制維持のため、引き続き機動的に対策を講じていく。

『年末年始予防厳重強化月間宣言』発令中

R3.1.31まで

今とてもウツリやすくなっています!

～新型コロナが全国で猛威をふるっています～

注意レベルを格段に上げよう!

○三密はつくれない 近づかない

三密は感染の危険 クラスターにも直結

○マスク・手洗いは欠かせません

感染はマスクで防げる 会食時もマスク会食で

○飲食は安全なお店を選んで

飲食は「新型コロナ対策認証事業所」、
「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」で

○お店も事業所も安全対策が一番

十分な換気、席ごとのアクリル板やアルコール
消毒液などの設置、共用物品のこまめな消毒も

新型コロナ克服3力条

(1)人と人 間が愛だ



(2)三つの 密だとミスだ



(3)幸せは 予防で呼ぼう



県民の皆様へ

【特に注意いただきたいポイント】

- ◆接待を伴う飲食店で感染が相次いで発生しています。
飲食は感染予防対策を実施している認証事業所や協賛店を利用し、少人数で短時間で、できるだけマスクを着用する、店内では三密にならないようにするなど、感染予防をしっかりと取っていただきますようお願いします。
- ◆感染者の重症化率、死亡率はインフルエンザに比べ、はるかに高いこともわかってきています。注意レベルを格段に上げていただきますようお願いします。
- ◆「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人ととの感染防止距離(概ね2メートル)を取る、マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒、こまめな換気などの感染予防に万全の注意を払っていただきますようお願いします。
- ◆倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず「受診相談センター」や「接触者等相談センター」にご相談ください。

【受診相談センター】

受付時間:9:00～17:15 0120-567-492(コロナ・至急に)

上記以外:[東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

【接触者等相談センター】

[東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

事業者・施設の皆様へ

◆県内でもクラスター事例が頻発しています。改めて、新型コロナウィルス感染症拡大防止対策を徹底してください。特に接待を伴う飲食店では業務ガイドラインによる運営を再度徹底してください。

【マスクの着用とアルコール消毒について】

- ・店内では従業員、お客様とも、マスクの着用を徹底してください。
飲食の場合のみマスクをはずし、会話はマスクを着用してください。
- ・アルコール消毒液による拭き取り消毒を徹底してください。

【アクリル板の設置や換気等について】

- ・席ごとのアクリル板等の設置、フィジカルディスタンスが確保できるような接客の方法など、業種別ガイドラインの確実な実施
- ・換気扇を常時起動することや、窓の開放による換気(30分に1回以上等)等、換気対策の徹底
- ・大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話等感染リスクが高まる場面の周知
- ・トイレは、便器は清拭消毒、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置、蓋がある場合には、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示。通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒
- ・勤務中のマスクの着用、1時間に2回以上、窓を開け換気、仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置など飛沫感染防止 など

【居場所の切り替わりについて】

仕事で休憩時間で休憩室、喫煙所、更衣室に入った時など、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがあります。執務室以外でもしっかりと感染予防対策の徹底をお願いします。

- ・利用人数の制限、換気の徹底、複数の従業員が触れた場所について適宜消毒

飲食店経営者の皆さんへ

クラスターを確実に防ぐため、感染対策の確実な実行・強化をお願いします

感染対策の確実な実施

○ 感染拡大予防対策(県版ガイドライン最新版)を確実に実施してください

- ・マスク着用、アルコール消毒液の設置、席ごとのアクリル板等の効果的な設置等
- ・換気扇を常時起動することや、窓の開放による換気(30分に1回以上等)等、換気対策の徹底
- ・とっとり新型コロナ対策安心登録システムへの登録

事業所等における
感染予防対策例



お客様への協力依頼

○ 店内にお客様向けのチラシを掲示し、対策への協力を呼びかけてください

- ・大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話等感染リスクが高まる場面の周知
- ・とっとり新型コロナ対策安心登録システムや接触確認アプリ(COCOA)を利用

飲食店クラスター
対策緊急補助金



クラスター対策緊急補助金・個別相談の活用

○ 緊急補助金・個別相談をご活用ください(くらしの安心推進課窓口:0857-26-7989)

- 飲食店を対象にガイドラインに沿った感染対策に必要な備品整備を支援
 - [対象]パーティション、換気設備の新增設、CO2モニター、PCR検査費用等(消耗品は対象外)
 - [補助上限]20万円 [補助率]9/10

<参考>クラスター発生原因(10/23国分科会資料)

接待を伴う飲食店 → 店員が有症状のまま勤務を継続、狭い店内や換気の不徹底により、接待時に3密を形成、マスク着用等の感染対策の不徹底

カラオケを伴う飲食店 → 利用者の多くがマスクを着用せず、長時間歌っていた、有症状で店舗を利用していた利用客あり、複数店舗利用者が別の店舗への感染拡大に関与

人権配慮に係る県民へのメッセージ

新型コロナウイルス感染症は、誰でもかかり得る病気です。私たちが闘う相手は、新型コロナというウイルスであって人間ではありません。

誰でも不安な気持ちを持っていますが、感染者自身のほか、最前線で治療に当たる医療従事者、飲食店等の店舗や事業所などに対する不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索、誹謗中傷などの不当な行為は絶対に行わないようにしましょう。

感染者等やご家族、医療従事者など、新型コロナと闘う方々を応援し、私たち皆の温かい心でこのウイルスと正しく向き合う気運を醸成することが大切です。地域全体で感染者等を温かく包み込むように支えましょう。